

意見書

K経企発 第4号
平成21年8月17日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

とりしまりやくしゃちょう ふじの たかお

取締役社長 藤野 隆雄

連絡先



「電気通信事業分野における競争状況の評価2008(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
I	39	<p>【総務省殿案】</p> <p>「NTT東西の固定電話市場における市場支配力のFTTH市場等他市場でのレバレッジの有無等について、引き続き注視が必要である。」</p> <p>【意見】</p> <p>以下の観点から、「レバレッジが存在する」と評価したうえで、NTT東西に対する行為規制の強化策を講じることが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西が加入電話の顧客情報を保有していることや加入電話を独占的に提供してきたことにより醸成されたブランドイメージや信頼感が、加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションに影響し、結果的にバンドル提供されているFTTHの加入促進に繋がっている状況にあります。 ・ 特に、その基点となる加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが、NTT東西の事業戦略により進められていることを踏まえると、実態的にはレバレッジが存在していると考えます。
III	22 75	<p>【総務省殿案】</p> <p>(ブロードバンド市場において)「NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は引き続き高くないものの、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。」</p> <p>「NTT東西による固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。」</p> <p>【意見】</p> <p>前述のとおり、実態的にはレバレッジが存在していると考えますので、「レバレッジが存在する」と評価したうえで、必要な措置を講じるべきであると考えます。</p> <p>加えて、NTT東西が、NTTグループ各社と連携しつつ多大な営業資源を投入して行うFTTHの加入促進によって、バンドル提供されているOABJ-IP電話や上位レイヤサービス(ISPサービスや各種映像サービス等)の加入促進に繋がっている状況にもあることから、FTTH市場から固定電話市場へのレバレッジ、あるいは上位レイヤサービス市場へのレバレッジ等も顕在化していると考えます。</p> <p>そのため、この点についても、「レバレッジが存在する」と評価したうえで、NTTグループ内外の排他的連携や不適切行為の有無を、さらに検証・分析いただき、NTT東西をはじめとしたNTTグループ全体に対する行為規制の強化策を講じるべきであると考えます。</p>